

【主な学校感染症と出席停止の基準】

感染症名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳 <sup>せき</sup>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症について受診の際は、発症した日（発熱等の症状が始まった日）がいつなのか、受診までの経過を伝え医師とともにご確認いただくようお願いいたします。出席停止期間の日数を考えるときは、発症した日を0日目とします。

キ リ ト リ

## 学校感染症についての報告票

年 組 児童氏名

お子様が学校感染症にかかって出席停止となり学校をお休みした場合、以下の項目について **保護者の方が記入または○をし**、登校再開時に学級担任に提出してください。

ただし、すでに医療機関から「学校感染症に関する証明書」等を受け取っており、お手元にある場合は、この報告票ではなくそちらを提出してください。

○ 疾患名： 新型コロナウイルス感染症 ・ インフルエンザ A 型 / B 型 / 不明  
・ その他（ ）

○ 診断日： 令和 年 月 日

○ 受診した医療機関名： （ ）

※自宅での新型コロナウイルス感染症検査陽性によるお休みの場合は記入不要

○ 出席停止期間： 令和 年 月 日まで